

加算・減算項目の説明 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）〉

重要事項説明書別紙利用料金表に記載する『加算・減算項目』の算定要件は、以下のとおりです。

● 初期加算

サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院又は診療所への入院の後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様とします。

● サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：次のいずれにも該当すること。

- (1) 全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。
- (3) 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- (4) 次のいずれかに適合すること。

- ① 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ② 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：次のいずれにも該当すること。

- (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60%以上であること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：次のいずれにも該当すること。

- (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次のいずれかに適合すること。
 - ① 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50%以上であること。
 - ② 事業所の従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上であること。
 - ③ 事業所の従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

● 総合マネジメント体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。

イ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、サービス計画の見直しを行っていること。
- (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- (3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
- (5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ① 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。
 - ② 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
 - ③ 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。
 - ④ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。

ロ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)：イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

● 生活機能向上連携加算

① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)：計画作成責任者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（以下「訪問リハビリテーション事業所等」という。）の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「医師等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的としたサービス計画を作成し、サービス計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日の属する月に加算します。

② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)：利用者に対して、訪問リハビリテーション等の医師等が、訪問リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的としたサービス計画を作成した場合であって、医師等と連携し、サービス計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日の属する月以降3月の間に加算します。

● 口腔連携強化加算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合に加算します。

イ 事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

ロ 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。
- (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
- (3) 当該事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。

● 認知症専門ケア加算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。

- (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。
- (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。
- (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

● **介護職員等処遇改善加算**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。

● **高齢者虐待防止措置未実施減算**

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。

● **業務継続計画未策定減算**

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。

● **同一建物減算**

事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合に減算します。

【読み替え】「事業所」…指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、「サービス」…指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護